

1 生命保険料控除

1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減されます。生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。

生命保険料控除額については当社Webサイト

(<https://www.jp-life.japanpost.jp/products/clause/index.html>)をご覧ください。

対象契約

納税者本人が保険料を支払い、かつ、保険金や年金の受取人のすべてが「本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約（保険期間が5年未満など一部の契約は対象外です。）。

(1)「個人年金保険料控除」の対象となる契約

●次のすべての要件を満たす基本契約

年金受取人	年金受取人が「ご契約者本人」または「配偶者」であること
保険料の 払込期間	払込期間が10年以上で、定期的に払い込みを行うもの (一時払をしたときは対象となりません。)
年金支払期間	次のいずれかであること ①年金支払開始日における年金受取人の年齢が満60歳以上で、かつ、10年以上にわたり定期的に年金の支払いが行われるもの ②年金受取人の生存している期間にわたり、定期的に年金の支払いが行われるもの

(2)「一般生命保険料控除」の対象となる契約

●上記(1)(表)の要件を満たさない基本契約

(3)「介護医療保険料控除」の対象となる契約

●無配当総合医療特約(R04)を付加したときのその特約部分

●無配当災害特約および無配当傷害医療特約(R04)は生命保険料控除の対象外です。

対象保険料

●1年間(1月～12月)に払い込んだ保険料の合計額(年間正味払込保険料)となります。

生命保険料 控除の 手続き

- ❶ 生命保険料控除の対象となる払い込みがある場合、当社から「保険料払込証明書」*❶を発行します。
 - ❷ 生命保険料控除を受けるためには「申告」が必要です。
- 〈給与所得者の方〉
- 年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。
- 〈給与所得者以外の方(申告納税者)〉
- 確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。

*❶…保険料払込証明書の再発行が必要な場合は、マイページまたは、最寄りの郵便局(簡易郵便局は除きます)にて手続きください。
また、保険料払込証明書はマイページおよびマイナポータルから電子発行することも可能です。
マイページのご利用または保険料払込証明書の電子発行にあたっては、当社Webサイトをご確認ください。
マイページのご利用はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/mypage/>
保険料払込証明書の電子発行はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/customer/procedure/certificate/digital.html>

2 年金などの税法上の取り扱い

年金にかかる税金は、ご契約者・受取人（＝被保険者）の関係によって異なります。
以下は、ご契約者が保険料負担者の場合です。

(1) 年金の課税の取り扱い

- ご契約者と年金受取人が同一人のときは、所得税（雑所得）の取り扱いとなります。
- 年金の繰上支払を行ったときは、所得税（雑所得）の取り扱いとなります。
- 「被保険者の死亡による年金の一括支払」により年金を一括で受け取ったときは、相続税の取り扱いとなります。
- 毎年受け取る年金の年額から、その年額に対する必要経費の額を差し引いた金額が25万円以上のときは、その差し引いた後の金額が源泉徴収の対象となります。このときは、源泉徴収額を差し引いた上で、年金を支払います。

(2) 死亡返戻金の課税の取り扱い

- 死亡返戻金は、被保険者（長寿支援保険では保険料負担者であるご契約者と同一人）が死亡されたことにより、ご契約者の相続人が死亡返戻金をお受け取りになるため、相続税の対象となります。

3 入院保険金などの税法上の取り扱い

次の保険金の受取人が「被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族」に該当するときには、次の保険金は「非課税」となります。

入院保険金、入院一時金、手術保険金、放射線治療保険金、傷害保険金



- 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の課税対象となる場合は、復興特別所得税についても課税対象となります。
- 2026年5月現在に適用される税制に基づき、代表的な取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なることがあります。また、今後、税制が変わる場合もあります。
- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。